

令和2年度 問題行動、不登校及びいじめの実態について

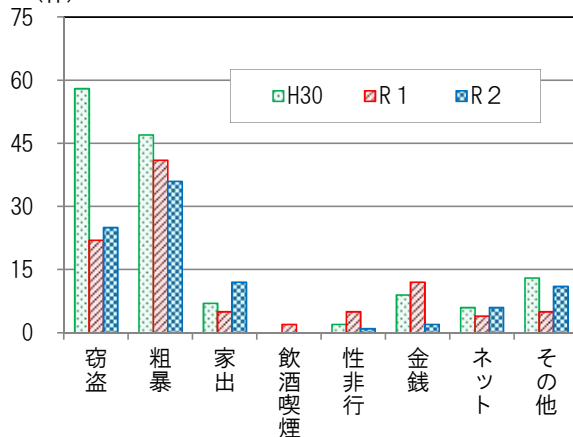
1 問題行動

問題行動の経年推移<表1>

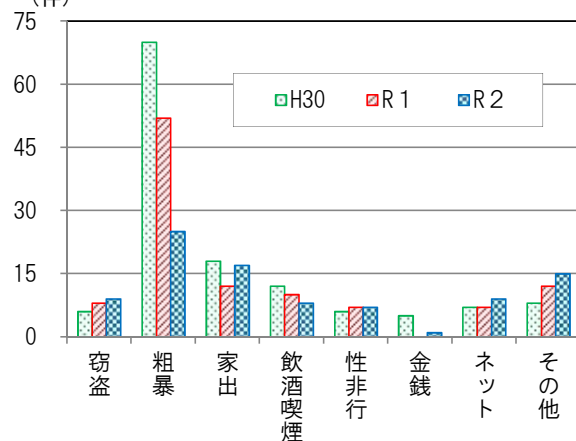
項目 校種	窃盗		粗暴		家出		飲酒喫煙		性非行		金銭		携帯の迷惑等 ネットのトラブル		その他		小計		合計 (件)
	小	中	小	中	小	中	小	中	小	中	小	中	小	中	小	中	小	中	
H30	58	6	47	70	7	18	0	12	2	6	9	5	6	7	13	8	142	132	274
R1	22	8	41	52	5	12	2	10	5	7	12	0	4	7	5	12	96	108	204
R2	25	9	36	25	12	17	0	8	1	7	2	1	6	9	11	15	93	91	184

「その他」 ・不健全娯楽遊び ・建造物侵入 ・火遊び など

(件)問題行動の経年推移【小学校】<グラフ1-①>



(件)問題行動の経年推移【中学校】<グラフ1-②>



傾向

- 発生件数において、小学校では前年度比3.1%減、この3年間で34.5%減少している。
中学校では、前年度比15.7%減、この3年間で31.1%減少している。
- 小学校では「粗暴」が38.7%と最も大きい。また、「家出」や「ネットトラブル」、「その他」に含まれる「火遊び」も増加している。
- 中学校では、「粗暴」が51.9%減少しており、特に「対教師暴力」や「器物損壊」が大幅に減少している。また、「家出」と「ネットトラブル」が増加している点は小学校と共通した傾向である。

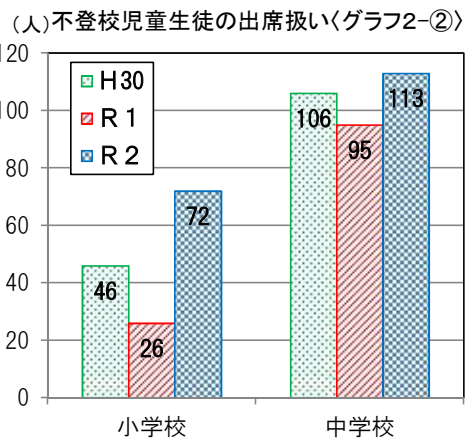
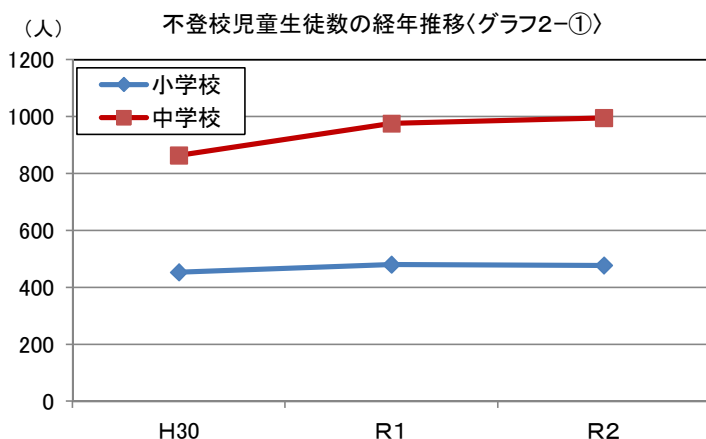
対応

- 学校と家庭が積極的に情報を共有し、相談し合える関係を築くことで未然防止を図る。また、問題行動発生時には早期対応に努め、必要に応じて警察や福祉機関等の専門機関と連携を図り、児童生徒への適切な指導支援に繋げる。
- 教職員全体の生徒指導体制を構築するとともに、児童生徒の規範意識を高める教育活動を継続して行っていく。
- 小、中学校における遵法教室（H28より実施）を充実させ、触法行為等の問題行動の抑止に繋げる。
(H28:17回実施→H29:8回実施→H30:20回実施→R1:23回実施→R2:44回実施)

2 不登校

不登校児童生徒の状況<表2>

項目 校種	不登校児童生徒数 [全欠] (人)		不登校児童生徒出現率 (%)		継続不登校児童生徒 (人) (%)		新規不登校児童生徒 (人) (%)	
	小	中	小	中	小	中	小	中
H30	453 [5]	864 [31]	1.05%	4.26%	196 (43.3%)	455 (52.7%)	257 (56.7%)	409 (47.3%)
R 1	480 [4]	976 [41]	1.12%	4.82%	214 (44.6%)	559 (57.3%)	266 (55.4%)	417 (42.7%)
R 2	477 [13]	995 [67]	1.13%	4.88%	215 (45.1%)	566 (56.9%)	262 (54.9%)	429 (43.1%)



傾向

- ・不登校児童生徒数は、前年度比、小学校では約0.6%減少。中学校では約1.9%増加している。
- ・学年別では、中学校1年生が最も人数が多い。
- ・不登校要因としては、小学校、中学校ともに「無気力・不安」が最も大きな割合を占めるが、令和2年度は、「入学、進級時の不適応」や「生活リズムの乱れ、あそび、非行」「学業の不振」等が増加しており、年度当初の長期休業が影響を及ぼしていると思われる。
- ・継続不登校と新規不登校数の割合を比較すると、中学校では継続不登校の割合が若干減少した。
- ・不登校児童生徒が校外適応指導教室等に通いながら「出席扱い」とした人数が増加している。

対応

- ・児童生徒の日頃の様子を把握し、学校全体が共有できる体制を構築する。そして月欠席3日で「不登校のサイン」、月欠席5日で「不登校の状態」との認識のもと、学校は本人と保護者と関わり合い、初期段階から積極的に対応していく。
- ・スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー、医療福祉機関等の専門機関や校外適応指導教室等とも積極的に連携を図り、繋がりのない不登校児童生徒をつくらぬ支援を行っていく。
- ・新規不登校を出さないための取組とともに、継続不登校児童生徒の家庭での生活状況を把握し、ICT機器の活用を含め、家庭や学校外での学びの保障を図っていく。
- ・校外適応指導教室(R2: 8教室→R3: 9教室)や校内適応指導教室(R1: 15教室→R2: 20教室→R3: 21教室)等への通級を促し、一日も出席できない児童生徒数を減らしていく。

不登校の定義

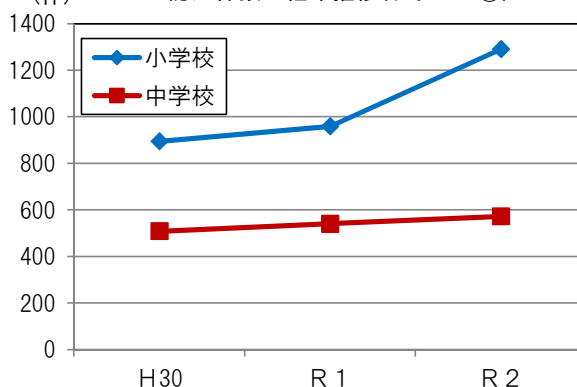
- ・何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因、背景により児童生徒が登校しない、あるいはしたくともできない状況にあること(ただし、病気や経済的な理由によるものを除く)をいう。
- ・上記の定義に当てはまり、年間30日以上欠席した児童生徒の数を調査統計する。

3 いじめ

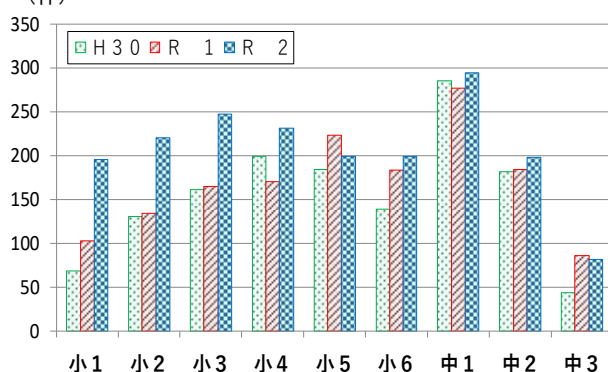
いじめの状況<表3>

項目 校種	認知件数 (件)		解消件数 (件)		解消率 (%)	
	小	中	小	中	小	中
年度						
H30	895	509	546	320	61.0%	62.9%
R1	960	541	562	336	58.5%	62.1%
R2	1,291	573	897	382	69.5%	66.7%

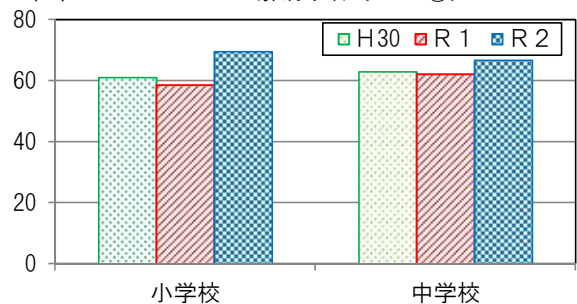
(件) いじめ認知件数の経年推移<グラフ3-①>



(件) いじめ認知件数の学年別推移<グラフ3-②>



(%) いじめの解消率<グラフ3-③>



傾向

- 認知件数の前年度比は、小中ともに増加傾向にある。小学校では前年度比34.5%、中学校では前年度比5.9%増加しており、特に小学校低学年での認知件数が大幅に増加している。
- 解消率は過去3年間の中で最も高く、前年度比小学校では11%、中学校では4.6%増加している。
- いじめの態様について、小中学校ともに「冷やかしからい」が最も多いが、小学校では「軽くぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりする」行為も大きな割合を占めている。また、SNS上での誹謗中傷が小中学校ともに増加しており、いじめが表面上見えにくくなっている。

対応

- 積極的ないじめ認知と迅速な対応が解消率を高めていると捉え、児童生徒の様子を丁寧に把握し、小さなトラブルから対応していく。また、これらを教師と児童生徒の信頼関係構築やいじめの未然防止の学級風土づくりに繋げている。
- 「どの子にも、いじめは起こりうる」という危機感を持ち、児童生徒がいじめを訴えやすい相談体制を構築する。
- 積極的ないじめを認知し、校内の「いじめ対策委員会」を機能させ、学校体制での早期対応に努める。
- いじめ対策コーディネーター研修を通して、未然防止や早期発見、早期対応について教職員の研修を深める。
- SNS上でのいじめについては、ネットパトロール事業の活用や情報モラル講座を推進することで未然防止や早期発見に繋げる。
- 学校は「いじめ防止基本方針」の積極的な見直しを行い、教職員のいじめ認知への意識を高めていく。また、保護者や地域に対して、学校ホームページや学校便り等を通じて、積極的に情報を発信し、連携を図れるようにする。

いじめの定義

- 「いじめ」とは、学校に在籍する児童又は生徒（以下「児童等」という。）に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。【いじめ防止対策推進法平成25年6月制定】
- 「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的なものではなく、被害者の立場（主観主義）に立って、「いじめられていると感じる」ものをすべて、認知数として調査している。
- 「いじめの解消」とは、いじめが止まっている状態が継続し（3か月を目安）、被害者が心身の苦痛を感じていないことが条件である。